適格請求書発行事業者の登録申請書

	1	 又受F	17 \																												[1 /	/2]
令和] £	F	月	E	I	住	所	リ 又 人 の	は	居	所	⊗ (法人		全の の	み公表	きさ	れま		-00		11L 2											
					申	本主の	た	店 る 折	又 事 在	務	は所地	IΔ	. 与 「	节女	'红	7C12	<u></u>	冰	川町	82	4番			番号	<u>1</u> .	082	2	_	55-	4	_	921	0)
							(フ	IJ	ガ゙	ナ)		(=	· 7:	39	_	175	52)															
						納		税	į		地	広	島ī	市安	佐	北区	上	深)	川町	82	4番	地1											
					請		(フ	IJ	ガ゜	ナ)	- 1-	<u>カ)</u>	クラフ	1 ト								(電	話:	番号	7	082	2	_	55	4	_	921	0)
						氏	名	又	は	名		_	式会	会社	:	クラ	, ,	' -															
					者		(フ	IJ	ガ゛	ナ)	\dashv	٤۵	ナカ	3) 1	Έ																		
	広島は	. ما	:\/ → <i>t</i>					人 の 者) 名	廣	中	陽	 -																		
	스 크기	<u> </u>	兄務	署長属	Ž	法		人	番		号	3		2	4	4			0		0		1		0		5	2	,	7		5	7
公表 1 2 な	されま 申請者 法人 よ	ミす。 すの 人 記	氏名 各の 1 及	又は名 ない社 び 2 の	次 本 で で で で で に は に に に に に に に に に に に に に	を除、登	く。録番) 号及	あっび登	ては金	は、 手月	本に日だ	吉又 び公	は表	主たされ	る。	事務す。	务所	の見	斤右	E地												- - ジで
(平成2 ※ 🗎	28年 当該	法作申 請	津第15 青書は		第: 得利	5 条 总法	の規 等の	定 (一 音	こよ 『を	るi 改i	牧亚 Eす	三後 - る	の法	消	費務	注	第	57 <i>∮</i>	R 0	2 2	第	2	項(カキ	見定	? K	よ	りょ	申請	し	ます	١.
					(特定											る	易?	合信	:令	和	5 年	≟ 6	月	30	日)) j	きで	いて	2 0	り申	請	書を	·提出
							このド	申請書	書を携	是出す							当-	する	事業	* 者	·の[2	公分	にル						付	して	くた	<u>i</u> a v	١, ٥
事	業	İ	者	区	分	*		乗「登 斉の確			確認		欄を		賊し	て、								業主	皆に		当す	- る場		には	Y	欠葉	「免税
判定 合は この なか	により 令 和 書 っ た こ た こ た る き き き き き こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	課務 年 6 を提 に	事第 月3 出す こつき	き者と 0日) るこ難	期なまがなな 間るでで事事																												
税	理	-	±	署	名	Ι,	说理: 税理	上法ノ 士	Ι.	長谷	;) :	会計	ł									(重	·=4.	番号	1,	08 <i>′</i>	2		27	2		586	8)
*	整理					部				申請	丰 年	E FI	P				年		月			ij		信信	i	F		付		印	確		
税務署	番号		7177		<i>F</i>	番		<u> </u>	 	中 FF 医号	1 +	- Л 			身	<u></u>		· 済		T	確認書類	個	人都の他			年 ド/i	通知:	月 カー	۲۰ ټ	目 転気	認 許証		
1処理欄	入 力 登 氨			Т	年 —— ₁		月 <u> </u>	 		在認		<u> </u>			確			未		_													

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏名	又は名称	株式会社 ク	ラフト									
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。													
免	□ 令和 5 年10月 1 日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者													
税	※ 登録開始日から納税義務の	の免除の規定	の適用を引	受けないこと	となりま	す。								
事	個 人 番 号													
業	事生年月日(個			法人事 業	年 度	月	目							
 者	業 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年 月	日	のみ 記載 資 本	至	月	日							
	容	金		円										
の	等事業内容													
確	│□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の│ までの間のいずれかの日													
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 令和 年 月 日													
登														
録	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ													
件														
。 の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 🛛 はい 🗆 いいえ													
確		ことがなくな	った日から 2) 年を経過して										
認	- います。 -) C C N=/4 \ /4	<i>У</i> ГС П <i>И</i> · • • 2	一て配過して	□ はv	\	ハえ							
参														
考														
事														
項														